

○西東京市立学校給食運営審議会条例

平成13年6月29日条例第199号

改正

平成19年6月25日条例第48号
平成20年6月25日条例第27号
令和元年12月18日条例第38号

西東京市立学校給食運営審議会条例
(設置)

第1条 西東京市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の学校給食に関する事項について審議するため、西東京市立学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、西東京市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、次の事項を審議し、答申する。

- (1) 学校給食事業の運営に関すること。
- (2) 学校給食事業の計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか学校給食に関すること。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、学校給食に関し委員会に意見を述べることができる。
(組織)

第3条 審議会は、委員16人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱し、又は任命する。委員の選出の区分及び人数は、次のとおりとする。

- (1) 市立学校の校長の代表 1人
- (2) 市立学校の副校長の代表 1人
- (3) 市立学校の給食主任の代表 2人
- (4) 市立学校の栄養士の代表 2人
- (5) 市立学校の児童・生徒の保護者の代表 8人
- (6) 学識経験者 2人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要があるときは、特定の事項を調査し、検討させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会には、部会長を置く。
- 4 前項の部会長は、部会に属する委員が互選する。
- 5 部会長は、部会を招集し、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育部学務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第48号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月25日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に審議が開始された事案のうち、改正前の第3条第2項第2号の規定による西東京市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の教頭の代表が関与すべき事案については、改正後の第3条第2項第2号の規定による市立学校の副校長の代表が関与するものとする。

附 則 (令和元年12月18日条例第38号)

この条例は、令和2年2月1日から施行する。